

# 庄原市行政評価シート

平成 29 年度評価

<b>事務事業名</b>		消費生活相談員設置事業			
<b>実施期間</b>	平成 22 年度 ~ 平成 年度 (終期の設定のない場合は、終期を空白)	<b>所管課</b>	市民生活課		

<b>予算科目</b>	会計	01 一般会計	款	2 総務費	項	1 総務管理費
	目	12 市民生活費	事業	401 市民生活事業		

<b>対象者</b>	市民	<b>対象者数など</b>	
<b>根拠法令・計画等</b>	庄原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例、庄原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則		
<b>HPアドレス</b>			

<b>実施目的</b>	市民からの相談を受け、各関係機関や庁内の関係課と連携し解決する。
<b>事務事業の概要</b>	<p>名称:庄原市消費生活センター          住所:庄原市中本町一丁目10番1号          開所日時:月曜日から金曜日 ※祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。          9時から12時、13時から16時          相談体制:相談委員1名(2名のローテーションで対応)          人件費:1日あたり9,200円、平成28年度:9,200円×285日+6,000円×1日(3時間45分勤務)=2,628,000円          身分:非常勤特別職          必要資格:消費生活相談員(消費者安全法第13条の3第1項)</p>

年度別実績概要	
平成 26 年度	人件費:3,312千円、費用弁償445千円
平成 27 年度	人件費:2,420千円、費用弁償448千円
平成 28 年度	人件費:2,628千円、費用弁償410千円

## 実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	H 26	H 27	H 28	合計
	事業費	人件費		3,312	2,420	2,628
	費用弁償		445	448	410	1,303
						0
		事業費計	3,757	2,868	3,038	9,663
財源	国県補助金		2,756	1,935	2,045	6,736
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		1,001	933	993	2,927

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	H 26	H 27	H 28	合計	
	1	相談件数	件		119	113	142	374
2							0	
3							0	
成果 (アウトカム)	1	解決につながった件数	件		86	86	135	307
	2						0	
	3						0	
備考								

事務事業名	消費生活相談員設置事業	所管課	市民生活課
-------	-------------	-----	-------

評価項目		所管課評価	市民意見	評価委員会	評価分布	
分布は、A+1,B:0,C-1で総回答数で割り、小数点以下四捨五入。ただし、A-C又はC-AがBより多い場合はA,Cに補正する					市民意見	評価委員会
<b>優先度</b>		A			分布	平均
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				#DIV/0!	#DIV/0!
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
<b>認知度</b>		A			分布	平均
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				#DIV/0!	#DIV/0!
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
<b>有効性</b>		A			分布	平均
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				#DIV/0!	#DIV/0!
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
<b>受益者満足度</b>		A			分布	平均
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。				#DIV/0!	#DIV/0!
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか。)					
<b>市民(納税者)納得度</b>		A			分布	平均
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。				#DIV/0!	#DIV/0!
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
<b>代替性</b>		A			分布	平均
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				#DIV/0!	#DIV/0!
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
<b>まちづくり基本条例適合性</b>		B			分布	平均
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				#DIV/0!	#DIV/0!
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					
<b>所管課評価</b>		<b>現行どおり</b>				
評価視点	市民から寄せられる相談に対し、国民生活センター等と連携し困難事例等を解決することができた。県補助制度がなくなっても、市民の生活や安全を守るためには必要な事業と考える。					
所管課が課題と考える内容	現在、相談員の人件費等に充てられている消費者行政活性化交付金(県補助金)が、平成31年度以降、段階的に減少する見込みとなっている。しかしながら、消費生活相談窓口は市民にとって非常に重要な役割を担っており、今後も継続する必要がある。					